

**「多世代交流・多機能型福祉拠点」の政策的支援に関する研究**

○日本福祉大学 氏名 平野隆之 (814)

奥田佑子 (日本福祉大学・5550)

キーワード：多機能型福祉拠点・共生型ケア政策・政策的支援

**1. 研究目的**

この分野での政策的検討としては、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2013)『共生型福祉施設の設置運営支援事業報告書』が提供されており、その点については、次のような本研究の意義を設定している。第1は、共生型「福祉施設」というより、文字通り多機能な地域に開かれた福祉拠点としての「拠点性」に着目している。つまり、施設内での共生型ケアにとどまるのではなく、その拠点が広く地域に開かれ困りごとが持ち込まれるなかで多機能化が進行するという拠点機能をもつことを強調することにある。第2は、厚生労働省のプロジェクトチームが2015年9月に提起した、「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」の具体化としての政策研究として位置づける。2015年度の厚生労働省の社会福祉推進事業の補助金を受けている。

本研究の目的は、これまでの国の政策的支援と都道府県で実施されてきた共生型ケアの政策的な展開を踏まえて、地方創生の一環として政策化されている「小さな拠点」の福祉版としての活用をも視野に入れ、「多世代・多機能型福祉拠点」を普及させるための政策的支援のあり方を検討することにある。そのための多機能型福祉拠点の機能面から明らかにすることは避けられない。また地域福祉の拠点として地域福祉行政課題として位置づける。

**2. 研究の視点および方法**

1) 研究の視点：福祉拠点における多機能化を政策的に支援するための方法を、どの政策主体がどのような役割を果たすか、先行する取り組みの到達点を踏まえて検討を行う。

2) 研究の方法

①「多世代交流・多機能型福祉拠点」の政策的支援をめぐる政策担当者(国・県・市町村)による研究協議の内容の分析、②共生型ケアの利用等の実態把握(到達点の整理)：富山県における「共生型ケア拠点」の普及と利用実態および高知県「あつたかふれあいセンター」の利用実態の分析、熊本県・宮城県における共生型ケアに関するヒアリング調査の実施。

**3. 倫理的配慮**

利用実態把握においては、利用者の個人を特定するデータについては、個人情報保護の観点から特定できない処理を行って活用することとしている。

**4. 研究結果**

1) 利用実績での評価

富山県と高知県での共生型ケアの利用の実績からは、多世代の交流機能、制度活用と自主的事業による制度外ニーズへの対応、小地域に対応できるサテライト機能などの面で評

価可能であることが判明した。

2) 多機能型福祉拠点に求められる機能を次の10機能として整理した。

拠点において展開される多様な人の「交わり」と「参加」という機能①が位置づく。単なるサービス拠点ではなく、豊かな人間関係の中で誰もが支え支えられる新たなコミュニティを構築することが共生型の理念である。多機能化の契機として、拠点の通いや訪問を通して持ち込まれる「相談」(機能②)が各機能の結節点として位置づく。共生型拠点の根幹として、拠点に集まる機能を配置した。内容によって「通所ケア」(機能③)と「身近に集う・つぶやく」(機能⑥)の2つの方向性をとる。多機能化される場所(空間)によって、泊まり・居住・緊急時対応(機能④)、預かり(機能⑩)および働く・役割づくり(機能⑧)が展開され、訪問によって自宅やその他の場所で提供される訪問ケア(機能⑤)、生活支援・送迎(機能⑨)および見守り訪問(機能⑦)となる。

3) 都道府県政策における取組みの評価の視点

①特区申請等による富山県の実践者ネットワークと協働した運動の成果として、段階的に「人材・設備の共用に関する規制の緩和」が取り組まれてきている。②整備費および人件費に関する支援については、高知県による単独補助事業(地域福祉コーディネーター等人件費補助)による実績にとどまっており、この点における都道府県の政策的主導性は強化できる。ただし、それを他の都道府県に普及させることの困難さをどう克服するかが課題である。③地域福祉支援計画による位置づけ等の明確な都道府県における共生型ケアの普及は高く、地域福祉という政策枠組みでの普及に一定の妥当性が見出された。特に高知県では、地域福祉計画への盛り込むことを前提に補助を実施してきた経緯をもち、さらに2015年度からは、当該事業計画の作成をも義務づけている。④共生型ケアを担う人材育成における県等の広域的な対応の条件整備が必要である点が明らかとなった。

## 5. 考察

政策的支援(国の制度化による支援)の具体的内容に関する考察としては、次の4点を指摘することができる。第1は、多機能化のプロセスの促進を支援するための政策であり、多機能を固定的・義務的な内容として規定しないことが重要である。そのためには、自治体における地域福祉の政策化を意図した政策的支援の性格として構築される必要がある。第2は、国によるガイドラインとして、対象別の各種基準の緩和について、地方自治体において誤解が生まれないように明確に提示し、既存制度の対象横断的な活用が促進される必要がある。第3には、介護保険制度の総合事業による財源活用を展望することも可能であることから、その点を国が明確に可能であることを示すとともに、市町村においては、介護行政における地域福祉行政との連携を強化するための調整業務が必要となる。都道府県はその点を明確に打ち出すことが必要となる。第4に、人件費補助については、介護行政にとどまらず、生活困窮者支援や地方創生との連携を模索し、ケアの多機能化にとどまらずに、「人の多機能化」を促進する。